

区長報告第十七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年十月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年十一月二十四日

港区長 武井雅昭

記

令和二年三月九日議決を得た工事請負契約（港区立赤羽小学校新築工事）の契約金額「四十億四千四百七十一万四千円」を「四十四億千七百五十四万八千四百十円」に変更する。